

引越し日が決まったら 水道・下水道の届出をお早めに！

水道・下水道の使用を開始または中止するときは、手続きが必要です。引越し日が決まったら、早めに（3日前まで）手続きください。

水道・下水道使用の皆さん

窓口・電話の受付時間

平日の8時30分～17時

旧佐賀市・大和町・富士町

◆窓口での手続き（転入・転出）

・上下水道局 業務課

・市役所 1階3番窓口

・大和支所 1階8番水道窓口

◆電話による手続き（転入・転出）

・上下水道局 業務課 ☎33-1313

◆郵送による手続き（転入のみ）

入居先に配布しています「水道・下水道使用届出書」に必要事項を記入の上、返信用封筒で郵送ください。

諸富町・川副町・東与賀町

・佐賀東部水道企業団 営業課 ☎30-62212

◆久保田町

・西佐賀水道企業団 業務課 ☎68-222215

下水道のみ使用の皆さん（旧佐賀市以外）

◆下水道のみ使用開始・休止については

旧佐賀市以外で下水道の使用を開始または休止するときは、利用場所に応じた次の上下水道局事務所へご連絡ください。

・諸富事務所 ☎47-4923

・大和事務所 ☎51-2421

・富士事務所 ☎58-2117

・三瀬事務所 ☎56-2111

・川副事務所 ☎45-8913

・東与賀事務所 ☎45-1024

・久保田事務所 ☎68-3104

※使用開始または中止の手続きは、使用者本人からの届出をお願いします。



自治会活動への積極的な 参加をお願いします

「自治会」の役割や活動を、あなたごとくくわいご存知でしょうか？

自治会は、地域生活に非常に密着した存在です。

「自治会なんて自分には関係ない」「そう思っているあなたも、実は、気づかないうちに、自治会活動のお世話になっていることがあります。

あなたも、自治会活動に参加し、ご自身の力で「ずっと住んでいたい・住んでみたい」と思えるまちづくり

に、一緒に取り組みましょう！

「自治会」の役割や活動を、あなたごとくくわいご存知でしょうか？

◎問い合わせ

みなさんのまちの自治会
または佐賀市自治会協議会事務局
☎40-7010 (佐賀市役所総務法制課内)

自治会の主な役割や活動

- それぞれの地域の課題に取り組んでいます
- 防犯灯の設置と維持管理
 - 交通安全に関する活動
 - 子どもや青少年の育成活動
 - 高齢者などへの福祉活動
 - 防犯パトロールや防災訓練への参加
 - ごみステーションの設置および管理の協力
 - 地域の周辺清掃や河川清掃 …など

- 地域のふれあいと交流の場を作っています
- 運動会などのスポーツ活動
 - 文化祭などの文化活動
 - 夏祭りなどの地域の祭り
 - 世代間交流イベント等の交流活動
 - 地域への広報活動
 - 集会所の建設と維持管理 …など

◎問い合わせ

自治会活動への積極的な参加をお願いします

屋外広告物 Q & A

条例ができる前から屋外広告物(看板)を設置していますが、そういう広告物も何か手続きが必要ですか？

A 必要です。佐賀市屋外広告物条例は、平成20年4月からスタートし、それまでの県条例とは次の2点が大きく変わりました。

対象	地域	市条例	県条例
自家用広告物、一般広告物(誘導・告知用などの広告物)	市内全域が対象	市条例	
一般広告物のみ	特定の路線・沿線のみ		県条例

新たに対象となった広告物には、最長で平成25年3月31日まで経過措置(猶予)期間がありますが、その期間内に原則許可を受ける必要があります。

ただし、設置できない場所や、地域、広告物の種類によって設置できる高さ・面積などに制限があります。

また、設置している広告物の合計面積によっては、手続きが不要な場合もあります。

手続きをする前に、まずはご相談ください。相談時に、①設置場所付近の地図、②配置図、③構造図、④意匠図(デザイン)等をお持ちいただくと詳しく説明できます。

◎問い合わせ

本庁 建築指導課 景観係
☎40-7172 FAX40-7392

国民年金保険料 学生納付特例申請

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が必要となります。

ただし、学生については、学生本人の前年所得が一定額以下の場合に、申請し承認を受けることで、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

大学、大学院、短大、専門学校、各種学校等(夜間、定時制、通信制を含む)に在籍する学生が対象です。

この制度は毎年度の申請が必要です。

平成24年度申請

- 受付期限 4月30日(火)
- 承認期間 平成24年4月または20歳になった月～平成25年3月

平成25年度申請

- 受付開始 4月1日(月)～
- 承認期間 平成25年4月または20歳になった月～平成26年3月
- 受付場所 本庁 1階3・4番窓口
または各支所保健福祉課
日本年金機構 佐賀年金事務所

■持参する物 学生証(コピー可)または在学証明書、年金手帳、印鑑(認印)

※家族が代理で申請する場合は、来庁する人の免許証や保険証などの本人確認ができるものもお持ちください。

■所定のはがきでの申請

前年度と同じ学校に在籍し、日本年金機構から学生納付特例申請書(はがき)が届いた人は、はがきに必要事項を記入し返送することで、学生納付特例の申請ができます。

はがきが届かない人や、在籍する学校が変わった人は、窓口で手続きをしてください。

※審査結果は日本年金機構佐賀年金事務所から届きます。

■その他

- ・承認期間の国民年金保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納付することができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算し、3年度目以降に納付する場合は、保険料に一定の加算金が上乗せされます。
- ・学生でない人を対象とした平成25年度国民年金保険料免除・納付猶予の申請受付は、7月1日から開始します。

平成25年度の国民年金保険料は、月額15,040円に変更されます。

◎問い合わせ 本庁 保険年金課 国民年金係 ☎40-7275 FAX40-7390 日本年金機構 佐賀年金事務所 ☎31-4194 FAX31-0949

4月1日(月)から 大和町、富士町のごみを 処理する施設が変わります

『クリーンセンター大和』および『富士クリーンセンター』で処理していたごみは、4月1日から、『佐賀市清掃工場(高木瀬町大字長瀬2369)』で処理することになります。

4月1日以降、ごみを直接、処理施設に持ち込む際は、『佐賀市清掃工場』までお願いします。

また、4月1日からの家庭ごみの収集日や分別方法は、自治会などを通して3月中旬に配布します「ごみカレンダー」や「ごみ分別表」でご確認ください。

◎問い合わせ 佐賀市循環型社会推進課 3R推進係(佐賀市清掃工場内) ☎30-2430 FAX30-2494

第33回春の「川を愛する週間」

4月7日(日)～28日(日)

「私のふるさと世界一 きれいな川でいてほしい」

三瀬小学校6年 岸川 未鈴さんの作品 (平成24年度河川愛護標語金賞)

川を大切にしましょう
みなさんできれいにした川に
ごみを捨てないようにしましょう



きれいな川と快適に住みよいまちづくりのために、4月7日(日)から春の「川を愛する週間」が始まります。この期間は自治会や事業所を中心に市内の各所で河川清掃が行われます。身近なボランティアに参加して、みんなできれいな川を守りましょう。

◎問い合わせ 本庁 河川砂防課 維持係 ☎40-7182 FAX26-7376 北部建設事務所 (大和町・富士町・三瀬村) ☎58-2863 FAX58-2119 南部建設事務所 (諸富町・川副町・東与賀町・久保田町) ☎45-1804 FAX45-8023

河川愛護ポスター・標語 入賞作品展示会 入場無料

- 場 所 佐賀市立図書館 2階ロビーギャラリー
- 日 時 3月26日(火)～4月4日(木)開館時間中
- 場 所 さが水ものがたり館ギャラリー
- 日 時 4月6日(土)～25日(木)開館時間中

◎問い合わせ 本庁 河川砂防課 維持係 ☎40-7182 FAX26-7376